

ニュースリリース

平成 19 年 4 月 17 日
(社)日本監査役協会

「内部統制システムに係る監査の実施基準」 を公表

(社)日本監査役協会(会長=笹尾慶蔵・旭有機材工業(株)監査役)は、「内部統制システムに係る監査の実施基準」を公表した(当協会ホームページ<http://www.kansa.or.jp>、「月刊監査役」5月号(No.526)掲載予定)。

本実施基準は、本年 1 月 12 日に改定された「監査役監査基準」に定められた内部統制システムに関する監査規定について、より具体的な監査の実施基準を定めるものであり、「監査役監査基準」と一体として理解し活用されるものとして位置付けられている。全 5 章 16 条からなり、第 1 章(本実施基準の目的等)、第 2 章(内部統制システム監査の基本方針及び方法等)、第 3 章(法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査)、第 4 章(財務報告内部統制の監査)、及び第 5 章(監査役監査の実効性確保体制の監査)で構成される。

本実施基準では、内部統制システムの監査にあたっては、「会社の統制環境」が監査役として特に重要な監査対象であるとし、「会社に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているか否か」に重点をおき(リスク・アプローチ)、「内部統制システムの構成要素が、重大なリスクに対応するプロセスとして有効に機能しているか否か」(プロセス・チェック)について監視し検証することを、監査の基本的姿勢としている。本実施基準は、監査役が内部統制システムの監査を行うにあたり、その善管注意義務を果たすための一つの指針として活用されることが期待されるものである。

当協会では、監査役監査基準とあわせて、会員会社への浸透を図るべく活動を進めていく所存である。

本件に関する問い合わせ先

(社)日本監査役協会

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1

丸の内中央ビル 13 階

電話 03 - 5219 - 6125

事業部第 2 課 上遠野、森山